



新成人の皆さんへ

20歳になつたら国民年金



国民年金は、老後の暮らしをはじめ、事故などで障がいを負ったときや、家族の働き手が亡くなつたときに、みんなで暮らしを支え合うという社会保険の考え方から作られた仕組みです。

【国民年金加入について】

20歳を迎えると、国民年金の第1号被保険者（20歳以上60歳未満の農業者・自営業者・学生・無職の人など）として加入したことのお知らせ、国民年金保険料納付書、学生納付特例制度の申請書などの書類が届きます。（すでに第2号被保険者、第3号被保険者になっている人を除く）
※第2号被保険者…会社員・公務員など／第3号被保険者…第2号被保険者に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者（年収130万円未満）

請求手続きは
お早めに

年金生活者支援給付金の請求手続きについて

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入金額や所得が一定基準額以下の人々に、生活の支援を図ることを目的として、年金に上乗せして支給するものです。

対象となる人には、日本年金機構から請求書（緑色の封筒）が既に送付されていますが、まだ請求手続きをしていない人は、2月1日（月）までに必ず手続きしてください。2月1日を過ぎて手続きをした場合、請求月の翌月分からの支給となり、8月分からさかのぼって受給できませんのでご注意ください。

▼対象となる人

①老齢基礎年金を受給し、次の①～③の要件をすべて満たしている人

対象の人は
確認を

介護保険被保険者証の色が変更になります

介護保険被保険者証の色が、「サーモン色」から「桃色」に変更になります。

令和3年1月1日以降に65歳になる人および要支援・要介護認定（更新）の結果が通知される人など、新たに発行する分から変更します。

これまで発行されている被保険者証は、引き続

【保険料の納付について】

国民年金保険料納付書により、金融機関またはコンビニエンスストアで納付できます。また電子納付、口座振替、クレジットカード納付も可能です。

【保険料の納付が難しいとき】

○**学生納付特例制度**…在学中で所得が一定以下の場合は、保険料納付が猶予される制度です。

○**納付猶予制度**…50歳未満で学生以外の人の保険料納付が猶予される制度です。

※学生納付特例、納付猶予は年金を受け取るために必要な期間として計算されますが、老齢基礎年金額には反映されません。

■**問い合わせ先** 国保年金課国民年金係（市役所1階、☎ 40-7048）／弘前年金事務所（外崎5丁目、☎ 27-1339）

意見を募集します

- パブリックコメント -

下記計画の素案・案・改定案がまとめましたので、市民の皆さんから意見や提案を募集するため、パブリックコメント（意見公募手続き）を実施します。

▼**提出先** ①郵送…〒036-8551、上白銀町1の1、障がい福祉課宛て／②障がい福祉課へ持参（土・日曜日、祝日、年末年始を除く）／③ファックス…32-1166／④Eメール…shougaifukushi@city.hirosaki.lg.jp／⑤「わたしのアイデアポスト」へ投函
■**問い合わせ先** 障がい福祉課（☎ 40-7122）

▼**提出先** ①郵送…〒036-1393、賀田1丁目1の1、文化財課宛て／②文化財課へ持参（土・日曜日、祝日、年末年始を除く）／③ファックス…82-2313／④Eメール…bunkazai@city.hirosaki.lg.jp／⑤「わたしのアイデアポスト」へ投函
■**問い合わせ先** 文化財課文化財保護係（☎ 82-1642）

弘前市障がい者計画・障がい福祉計画（素案）

障がい者施策の基本的な指針「弘前市障がい者計画」と国の基本指針に則して策定する「第6期弘前市障がい福祉計画・第2期弘前市障がい児福祉計画」を一体的に策定した計画（素案）

▼**募集期限** 1月12日（火・必着）

▼**閲覧場所** 障がい福祉課（市役所1階）および共通事項に記載の閲覧場所

弘前市仲町伝統的建造物群保存地区保存活用計画（案）

江戸時代から現在まで継承されてきた仲町地区の歴史と町並みを将来に向けて保存し、活用するための指針として、市が策定する計画（案）

▼**募集期限** 1月25日（月・必着）

▼**閲覧場所** 文化財課（岩木庁舎3階）および共通事項に記載の閲覧場所

弘前市一般廃棄物処理基本計画（改定案）

市民・事業者・行政が一体となってごみの減量化・資源化を推進していくために策定する基本的な計画（改定案）

▼**募集期限** 1月14日（木・必着）

▼**閲覧場所** 環境課（市役所2階）および共通事項に記載の閲覧場所

▼**提出先** ①郵送…〒036-8551、上白銀町1の1、環境課宛て／②環境課へ持参（土・日曜日、祝日、年末年始を除く）／③ファックス…37-7271／④Eメール…kankyou@city.hirosaki.lg.jp／⑤「わたしのアイデアポスト」へ投函
■**問い合わせ先** 環境課（☎ 32-1969）

案／改定案）に利害関係を有する人

▼**提出方法** 指定の様式または任意の様式に、氏名（法人などの場合は名称および代表者氏名）、住所、在住・在学の別（任意様式の場合は対象①～⑥のいずれか）、件名（任意様式のみ、「〇〇計画への意見」など）を明記し、提出してください。※記入漏れがある場合は、意見として受け付けません。また、電話など口頭では受け付けません。

▼**意見の公表など** 寄せられた意見などは、計画策定の参考とするほか、後日集約し、氏名・住所を除き、対応状況を市ホームページで公表します。なお、個別の回答はしませんので、ご了承ください。※「わたしのアイデアポスト」は市役所総合案内所、岩木総合支所総務課、相馬総合支所民生課、市民課駅前分室、市民課城東分室、各出張所に設置しています。

き使用できます。

被保険者証を紛失してしまった場合は、再交付の手続きが必要です。お問い合わせください。

■**問い合わせ先** 介護福祉課介護保険料係（☎ 40-7049）

